

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政

令案要綱

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）

の施行期日は、令和七年八月四日とすること。